

平成 年 月 日

保護者 様

岡山県立勝間田高等学校長

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止とします。出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。医師に登校を許可された段階で、下記の治癒証明書を記入してもらい、登校後すぐに担任へ提出してください。

<学校保健安全法施行規則 第18条、第19条>

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発しんが消失するまで。 すべての発しんが痂皮化するまで。 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

治 癒 証 明 書

岡山県立勝間田高等学校

科 年 組 番 氏名

病 名

出席停止期間 平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで

上記の者は、登校して差し支えないと診断します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印